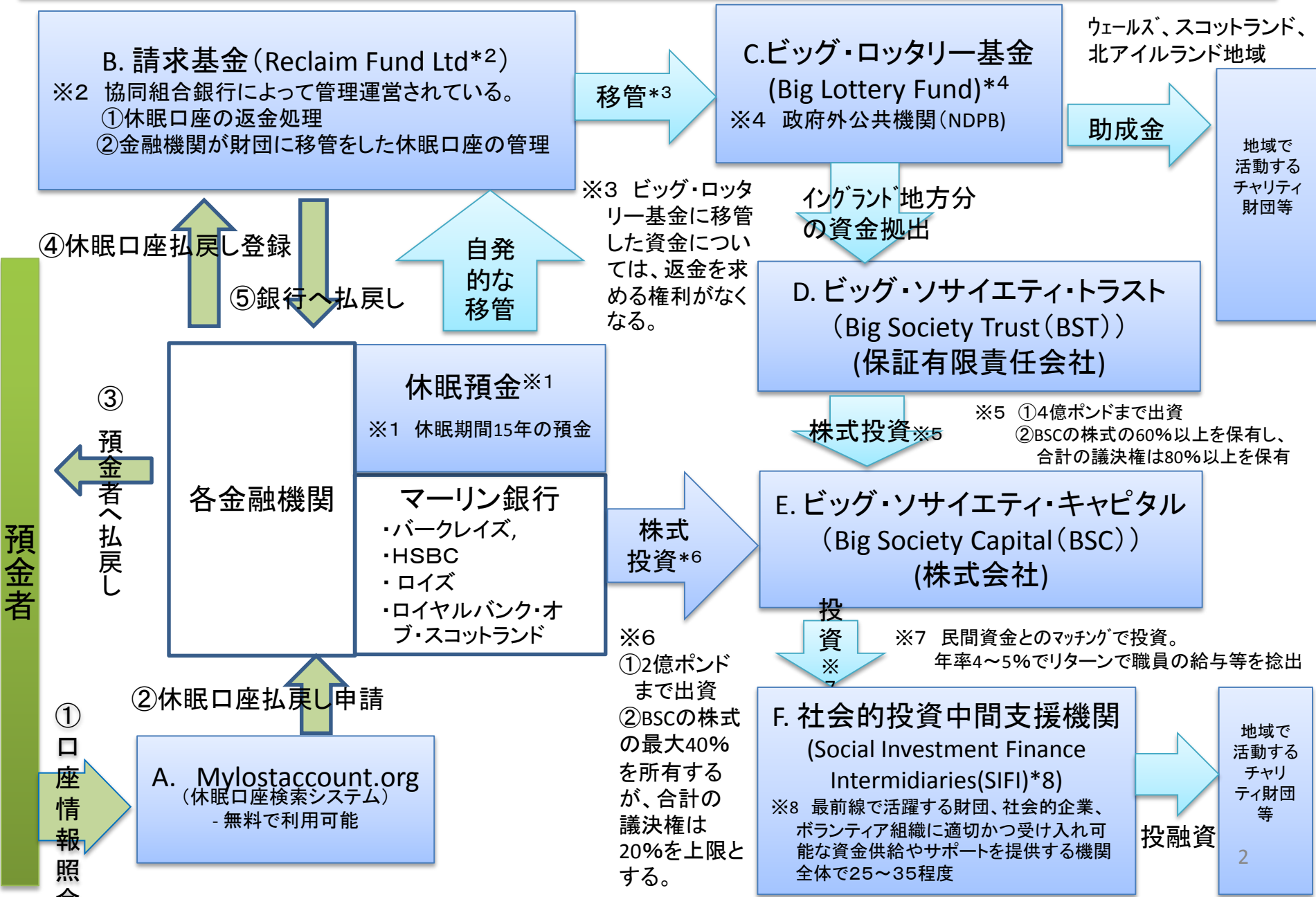


英国における休眠口座資金活用スキームについて

1. 英国における休眠口座資金活用スキーム(全体)	P2
2. 英国における社会的投資市場(2011年度、2015年度)	P6
3. 設立されるまでの経緯	P12
4. 休眠口座の定義について	P15
5. Mylostaccount.org (休眠口座検索システム)について	P17
6. 請求基金(Reclaim Fund)について	P18
7. ビッグ・ロッタリー基金(Big Lottery Fund)について	P20
・イングランド、スコットランド、ウェールズにおける支出に対する指令	P24
8. ビッグ・ソサエティー・トラスト(Big Society Trust)について	P32
9. ビッグ・ソサエティ・キャピタル(Big Society Capital)について	P33
(1)ビジョン、使命と業務原則	P34
(2)活動分野 (①投資、②インパクト)	P35
(3)KPI (重要業績評価指標)	P38
(4)変化の理論(Theory of Change)	P40
(5)アウトカム(成果目標)	P42
(6)資金調達	P45
(7)投資ポートフォリオ(①投資案件、②投資基準、③投資プロセス)	P46
(8)ガバナンス	P55
(9)財務状況	P58
(10)役員報酬等	P60
10. 休眠資産委員会(Dormant Assets Commission)の設置	P63

1. 英国における休眠口座資金活用スキーム



ビッグ・ロタリー基金とビッグ・ソサエティ・キャピタルとの比較

	ビッグ・ロタリー基金	ビッグ・ソサエティ・キャピタル
組織の概要	文化メディアスポーツ担当省所管の「政府外公共機関(NDPB)」 英国の宝くじの資金を原資に、ボランティアやコミュニティに助成を行う。 「2008年銀行及び住宅貸付組合休眠口座法」の規定に基づき、休眠口座資金関連の業務が追加される。	社会的投資市場を成長させ、ソーシャルセクターが利用できる資本の量と多様性を増加させることを使命として、金融サービス庁によって認可された、独立の金融機関(株式会社)。 2010年7月にキャメロン首相が設立表明 2012年4月より、業務を開始
資金の調達方法	【本来業務】 宝くじによる資金 【休眠口座資金関連業務】 請求基金により直接的に資金が移管されてくる。	2012-17年の間に、 ● 請求基金より、イングランド地方向けの休眠口座資金(4億ポンド相当)が、資金拠出される予定。 ● 英大手4行より、計2億ポンドの出資が、順次行われる予定。
資金の提供先	【本来業務】 地域で活動するチェリティ団体等に直接的に提供 【休眠口座資金関連業務】 地域毎の助成金の配分額決定 スコットランド、ウェールズ地域で活動する団体に対して、助成金として交付 イングランド地域分は、ビッグ・ソサエティ・トラストに全額配分	英国に、25~35程度ある「社会的投資中間支援機関(SIFIs)」への投資という形で行う。 ※第一線のソーシャル・セクター組織に対して、直接資金を提供したり、支援を行わない。 ※助成金を交付する業務を行わないし、預金も集めない。

Review of the Dormant Bank and Building Society Accounts Act 2008 (英財務省 レポート⑫ 2014年3月)

※ 英財務省は、「2008年銀行及び住宅貯蓄貸付組合休眠口座法」の第14条(4)の規定に基づき、請求基金が最初に認可された日(2010年7月)から3年以内に、英国議会に対して、法律の施行状況についてレビューして報告しなければならない。

(この準備のために、英国財務省は、2013年9月23日~10月21日にかけて、協議を行った。)

【主な内容】

【休眠口座資金の移管について】

○休眠口座資金のフレームには、これまで10行が参加しており、主要な銀行及び住宅貯蓄貸付組合は、全て参加している。(英国の個人預金の90%以上が本スキームの対象となっている。)
⇒本スキームのプロセスは、効率的でかつよく機能していると結論付ける。

○小規模団体の金融機関が利用できる代替的スキームについては、現時点で参加者がいない。
⇒現段階では、代替スキームの関係で、「2008年銀行及び住宅貯蓄貸付組合休眠口座法」を改正する理由はないと結論付ける。しかし、今後も、代替スキームの実施状況についてモニタリングを続けて、3年後にさらなるアクションが必要かどうかについて、レビューを行う予定。

【休眠口座資金の払戻し請求について】

- 2008年1月の開始以来、「Mylostaccount」は、預金者に対して、休眠口座資金を探し出すツールである無料の検索サービスを提供している。
- 業務開始以来、ウェブサイトには、270万人が訪問し、70万人が実際に口座照会を申し込んだ。
その結果、業務開始以来6年間で、休眠預金のうち計2億ポンド(360億円)が、預金者に再統合されたと見込んでいる。
※検索プラットフォームを利用するのと同様に、預金者は、個々の銀行や住宅貯蓄貸付組合に、直接照会することができる。
- 「2008年銀行及び住宅貯蓄貸付組合休眠口座法」の下では、休眠口座の預金者は、いついかなる時でも、預金の払戻し請求を行うことができる。
本法律では、①預金者が休眠口座資金の払戻し請求を行うプロセスと、②請求基金がビッグ・ロータリー基金に余分の資金を与える仕組みを分離するように設計されている。両者を分離することが、預金者の観点から、資金を移管することが遅れることを避けるためによく機能している。
- 政府としては、銀行や住宅貯蓄貸付組合が休眠口座資金に関する仕組みを効率的に提供していると結論づけている。

2. 英国における社会的投資市場

(1) 2011年度における英国の社会的投資市場(2011年度)

	団体数	投資額 単位:百万ポンド	投資件数	平均投資規模 単位:1,000ポンド	各機関が 手掛けた件数
Social bank	4	166 (82%)	229 (30%)	723	15~97
大規模なSIFI ※投資額1万ポンド以上	9	30 (15%)	427 (56%)	71	3~170
小規模なSIFI ※投資額1万ポンド未満	16	5 (3%)	109 (14%)	56	1~30
総 計	29	202 (100%)	765 (100%)	264	1~170

単位:百万ポンド	担保付き 融 資	無担保 融 資	準株式	株式	SIBs	その他	総 計
Social bank	165.5 (99.8%)	0.3 (0.2%)	0.0 (0.0%)	0.0 (0.0%)	0.0 (0.0%)	0.0 (0.0%)	165.8 (100.0%)
大規模な SIFI	15.6 (51.5%)	8.8 (29.0%)	0.1 (0.4%)	2.6 (8.5%)	2.1 (7.0%)	2.1 (7.0%)	30.3 (100.0%)
小規模な SIFI	1.3 (21.9%)	1.4 (21.9%)	0.2 (3.3%)	2.1 (34.9%)	0.0 (0.1%)	0.0 (0.1%)	6.1 (100.0%)
総 計	182.4 (90.2%)	10.5 (5.2%)	0.3 (0.2%)	4.7 (2.3%)	2.1 (1.1%)	2.1 (1.1%)	202.2 (100.0%)

社会的投資中間支援機関(SIFIs)について

○「社会的投資中間支援機関(Social Investment Finance Intermediaries: SIFIs)」の定義は、以下の通りである。

- ① ポジティブなソーシャル・インパクトを達成することを主要目的としている組織に対して、投資を提供/促進する組織
- ② 主として社会的目的を持っている組織に投資に力点をおいた事業支援を提供する組織

○社会的投資中間支援機関は、以下のソーシャル・セクターの特徴を有している。

①社会的目的を有している組織である。

－2011年の調査によれば、30団体のうち、2/3が「非営利組織である」と回答、8団体が「営利組織ではあるが、ソーシャル・インパクトを優先している」と回答。

②少数の大規模な社会的投資中間支援機関が支配的である。

－2011年度(2011年4月～12年3月)に英国で行われた社会的投資市場の規模は、2億200万ポンド(364億円)、投資件数は765件、投資家は29団体であった。

このうち81%が上位3団体、91%が上位7団体が行ったものである。

③事業活動が商業目的ではないため、資金調達も同様。

④66%の団体が、中央政府からの投資を受け取っている。

⑤多様性があり、様々な法人格を有している。

－大きく分けて、Social Banks、(Non-bank) Social Investors、Support providersの3つに分類できる。

(2) 2015年度における英国の社会的投資市場(2016年3月 BSC調査)

【要約】

- 英国の社会的投資(残高)は、2015年末時点で、少なくとも15億ポンド(約2,700億円)以上である。
- 2015年末時点で、約3,500近くの社会的投資が行われており、少なくとも3,000以上のチャリティ団体や社会的企業が社会的投資から便益を受けているとみている。
- 社会的投資の2/3以上(70%)が、アセットロックのかかったチャリティ団体や社会的企業にチャンネルしている。
- 残りの30%は、アセットロックのかかっていない社会的企業や営利目的の企業にフォーカスしたものである。
- 社会的投資の構成をみると、アセットロックのかかった組織への社会的な銀行貸出が依然として高い比率を占めている他、非銀行貸出(10%)、社会的資産ファンド(9%)、コミュニティ株式(6%)、チャリティ債(6%)、準株式(2%)等が最近急増している。
- 2015暦年の社会的投資取引額は、フローで約700のチャリティ団体や社会的企業にコミットした約4.27億ポンドであった。これは、完全な比較は困難ではあるものの、2011年時の2倍の規模であり、年率換算でみると約20%の伸びである。
- Big Society Capitalは、社会的投資よりも広い概念である、投資家あるいは投資先が社会的動機で行ったインパクト投資の規模についても推計している。①投資家主導のインパクト投資の規模は少なくとも32億ポンド、②投資先主導のインパクト投資の規模は少なくとも680億ポンドとみている。

<http://www.bigsocietycapital.com/latest/type/research/size-and-composition-social-investment-uk>

表1:英国の社会的投資(A)残高 (2015年末時点)

		百万£	構成比%	投資件数	
A1:社会的投資 – Big Society Capital が焦点にしている分野 (70%)		1,062	70%	2,652	
中小企業チャリティファイナンス (46%)	社会的銀行貸出 (担保付)	545	36%	1,264	英国のソーシャルバンクからチェリティ団体・社会的企業への貸出(通常は、担保付)
	非銀行貸出 (担保無し)	158	11%	858	専門のファンド等を通じたチャリティ団体・社会的企業への非銀行貸出
ソーシャル・イノベーション(3%)	準株式	32	2%	123	専門のファンド等を通じたチャリティ団体・社会的企業への成長資金
	SIB	14	1%	18	全てのSIB
参加 (6%)	コミュニティ株式	96	6%	353	コミュニティ株式、その大半はCommunity benefit companiesが発行
	社会的投資所得控除(SITR)	1	0.1%	9	
規模(14%)	チャリティ債	86	6%	18	
	高いインパクト社会的財産	130	9%	14	
A2:社会的投資- 営利目的		462	30%	807	アセットロックされていない営利目的の企業への全投資
A:社会的投資(総計)		1,525	100%	3,463	

付表1:英国の社会的投資(A)残高 (2015年末時点) <詳細>

	残高(百万£)	投資件数	2015年中取引 (百万£)	2015年 取引件数	含まれるもの	データソース
社会的銀行貸出 (主として担保付)	545	1,264	144	154	Charity Bank, CAF Bank loans, Triodos Bank loans to UK charities and social enterprises, Unity Trust Bank loans to charities and social enterprises	Social banks 2015年の取引高のみ推計
非銀行貸出 (主として無担保)	158	858	38	351	Arts Impact Fund, Adventure Capital Fund, Big Issue Invest non-SEIF II, Big Issue Invest SEIF II, CAF Venturesome, Communitybuilders Fund, FSE Community General Fund, FSE Social Impact Accelerator, Futurebuilders Fund, Key Fund, Liverpool City Region Impact Fund, North East Social Investment Fund(NESIC), PURE Bridge Loan, PURE Community Energy Fund, SASC Community Investment Fund, SASC Third Sector Loan Fund, Social Enterprise Investment Fund, SIS Social Growth Fund, Other foundations – direct (non-intermediated) loans	BSC valuation data + various external sources 2015年の取引高のみ推計 非銀行貸出の大半は、無担保である。
準株式	32	123	11	35	Bethnal Green Ventures, Impact Ventures UK, Nesta Impact Fund, Bridge Ventures Social Sector funds (non-SIBs), DERIC, Shared Lives Plus, Social Stock Exchange, Clearlyso Ltd, Spacehive, EBSI, Numbers4Good, ThinCats, Crowdcube, Buzzbnk, Esmee Fairbairn – direct (non-intermediated) equity-like investmnet	BSC valuation data + various external sources
SIB	14	18	2	3	2015年末時点の全てのSIBIに対する投資残高	BSC内部データ 1000万ポンド以上の残高のもの
コミュニティ株式	96	353	30	97	Community Share Unit で報告された全コミュニティ株式	Community Shares Unit
社会的投資減税 (SITR)	1	9	1	9	SITRによって実行可能となった全ての投資	BSC内部データ
チャリティ債	86	18	33	5	①チャリティ団体、CICs, IPS bencomによって発行された債券、②Allia チャリティ債、Future Business Center債、	BSC内試算
特別財産	130	14	51	9	Cheyne Capital – Social Property Impact Fund, Commnweal, Funding Affordable Homes, Resonance Real Lettings Property Fund, Resonance National Homelessness Fund, Resonance Community Land and Finance Fund	BSC valuation data + various External sources
営利目的	462	807	118	46	Clearlyso, Triodod Bank – UK loans to other sustainable orgs, direct issues of social company bonds and shares, Mustard Seed VC Network	
社会的投資残高(総計)	1,525	3,463	427	709		

付表2: 英国のインパクト投資(B+C)残高 (2015年末時点) <詳細>

投資家主導のインパクト投資(B)残高

	残高(百万£)		含まれるもの	データソース
Blended funds	1,836	社会的投資を行っている小売ファンド	Treadneedle Social Bonds, WHEB Sustainability fund, Royal London Ethical Bond Fund, Kames Ethical Corporate Bond Fund, Standard Life Investments Ethical Corporate Bond Fund, Eden Tree Amity £ Bond Fund, Alliance Trust Sustainable Future Corporate Bond Fund, Rathbones Ethical bond	Public fund sheets
信用組合ローン	720	信用組合セクターによるローン	全信用組合	ABCUL website
CDFI ローン(除くソーシャル・セクター)	173	チャリティ団体・社会的企業向け以外のCDFIによるローン	中小企業及び個人向け全CDFIローン	Responsible Finance
その他の投資家主導の投資	520	様々なもの	Ecology Bank – mortgages to benefit the environment, Unity Trust Bank – non core customer loan book, Bridges Ventures – Property Funds, Bridges Ventures – Sustainable Growth Funds, Triodos Sustainable Equity Fund	various
投資家主導のインパクト投資残高(総計)	3,249			

投資先主導のインパクト投資(C)残高

	残高(百万£)		含まれるもの	データソース
チャリティ団体・社会的企業に対する商業銀行ローン	2,797		Loan liabilities of voluntary sector minus value of social bank lending and non-bank lending	NCVO 2015 Almanac figures
大規模チャリティ団体発行の債券	6,409		Estimated outstanding value of bonds issued by UK Charities but not marketed for impact (and as distinct from Charity Bonds)	BSC 内部試算
住宅組合債	19,600		Approximate estimate of outstanding value of bonds issued by UK housing associations (excluding government guaranteed bonds)	ONS 試算 + Cannacord Genuity
住宅組合向けの商業銀行ローン	39,400		Approximate estimate of outstanding value of bank debt of UK housing associations	ONS 試算 / BSC内部試算
投資先主導のインパクト投資残高(総計)	68,206			

3. 設立されるまでの経緯①(2000～2008年)

2000年

4月 「Social Investment Task Force(SITF)」（議長：コーン氏）の設立。

10月18日 SITFが、レポート①を公表
“*Enterprising Communities: Wealth Beyond Welfare*”

2003年

7月2-3日 SITFが、レポート②（①と同名）を公表

2005年

7月6-8日 SITFが、レポート③（①と同名）を公表

12月 “2005 Pre-Budget Report”において、
休眠預金の定義を15年以上取引がないこと
とすることで銀行側と合意した旨を公表

2006年

7月 「The Commission on Unclaimed Assets(CUA)」（議長：コーン氏）がレポート④
を公表。

“*A Social Investment Bank: Consultation Paper*”

⇒ Social Investment Bank の設立を提言。

2007年

3月 CUAが、レポート⑤を公表。
“*The Social Investment Bank: Its organisation and role in driving development of the third sector*”
⇒事業活動と事業計画イメージを提示

3月 英財務省が、レポート⑥を公表。
“*A UK Unclaimed Asset Scheme: a consultation*”

3月 CUAと英消費者委員会がレポート⑦を公表
“*Unclaimed Assets: Consumer protection and regulation of dormant accounts*”
⇒消費者保護と消費者の信頼性の確保が本スキームの肝である旨を指摘。

5月 英財務省・内閣府がレポート⑧を公表。
“*Unclaimed Assets distribution mechanism: a consultation*”
⇒資金分配の原則（第2章）
小規模団体向けの代替制度（第5章）
Big Lottery Fundの活用（第5章）

2008年

1月 ‘mylostaccount.org’（休眠口座検索システム）設立

2. 設立されるまでの経緯②(2008～2011年)

2008年

11月25日 「2008年銀行及び住宅貯蓄貸付組合休眠口座法」成立（翌26日施行）

2009年

7月 英内閣府がレポート⑨を公表
“*Social Investment Wholesale Bank: a consultation on the functions and design*”

2010年

3月31日 キャメロン保守党党首が、
「Big Society Plan」を公表
⇒「Big Society Bank」設立を表明。

5月 6日 英国総選挙（保守党勝利）
11日 キャメロン政権発足（保守党・自民党）

7月 キャメロン首相 発言
⇒イングランド地域に配分される休眠預金資金を使って、「Big Society Bank」を設立することを表明。

7月 Co-operative Financial Servicesが、「請求基金」の管理機関に指名され、翌8月に、「Reclaim Fund Ltd.」を設立（2011年3月28日より業務開始）。

2011年

2月 9日 キャメロン首相と4大銀行との間で、「Project Merlin」について合意。
⇒4大銀行がBig Society Capitalに、総額2億ポンド出資することで合意

2月 英財務省が、レポート⑩を公表。
“*Growing the Social Investment Market: A vision and strategy*”
⇒「第5章 The Big Society Bank」で、ミッションと事業の4原則を明記。
[事業の4原則]
①政府からの独立性
②卸売業者として行動すること
③透明性
④自己充足性

5月9日 英内閣府がコーエン氏とNiok O’ Donohe氏の提案「The Big Society Bank (“BSB”) Outline Proposal」⑪を条件付で受け入れることを表明。

5月 ビッグ・ロータリー基金内部に、ビッグ・ソサエティ投資委員会を設置

3. 設立されるまでの経緯③(2011～2015年)

7月29日 Big Society Capital, Big Society Trust, Big Society Foundationの議長、CEO、Directorsが正式に決定するとともに、第1号案件を決定。

12月 4件の投資案件を決定

※Big Lottery Fundは、2012年4月にBig Society Capitalが正式に設立されるまでの間、「Big Society Investment Fund」を内部に設置し、投資委員会の決定に基づき、2011年度中に計5件の投資を実施。

12月20日 EC委員会が、BSCに休眠口座資金4億ポンドを出資することについて承認。
(5年間の期限付き)

2012年

4月1日 Big Society Capital 正式に業務を開始。
⇒キャメロン首相がロンドン証券取引所における開所式に参加。

【BSC への出資状況】

※総計£6億：休眠£4億、4大銀行£2億予定

2012年 £1億1940万

(休眠 £7170万、4大銀行£4770万)

2013年 £1億60万

(休眠 £6370万、4大銀行£4230万)

2014年

3月 英財務省が、活動状況のレビュー⑫を公表
“Review of the Dormant Bank and Building Society Accounts Act 2008”
(同法第14条(4)の規定に基づく)

5月 BSCが、3カ年(2015-17)の戦略⑬を公表
“Our Strategy for the next three years”

2015年

2月 BSCが、2015年総選挙に向けて、社会投資における優先分野についてのレポート⑭を公表
*“Better Finance, Better Society
- Policy priorities for social investment for the 2015 General Election and beyond”*

4. 休眠口座の定義について

■2008年銀行及び住宅貯蓄貸付組合口座法

「第10条 「休眠」

- (1) 下記に該当する場合、口座は特定の時点において「休眠」しているものとする。
- (a) 当該時点を末とする15年間、口座が存在しており、かつ、
 - (b) かかる期間内に、口座所有者による又は口座所有者の指示による当該口座の取引が行われなかった場合。
- (2) ただし、かかる期間内のいずれかの時点で下記に該当する場合、口座は休眠とは取り扱われない。
- (a) 当該銀行又は住宅貯蓄貸付組合が、当該口座の所有者から、当該口座について連絡しないよう指示を受けていた場合。又は、
 - (b) 口座の条件により、
 - (i) 引き出しが禁止されていた場合、又は
 - (ii) 何らかの事情により、引き出しへの罰則その他の阻害要因が存在した場合

◎ 2005年12月に公表された「2005 Pre-Budget」の「第5章 Building A Fairer Society」において、政府と産業界の間で、休眠資産の定義について、15年以上取引がない口座とすることについて合意されたことが盛り込まれる。

また、休眠資産による資金が、若者支援、金融教育、金融包摂等に焦点をあてたメカニズムを通じて、持続可能な方法で、地域コミュニティに再投資されるべきである旨も盛り込まれる。

(参考1) 諸外国・米国各州における休眠口座の定義について

ネバダ州	カルフォルニア州	テキサス州	ハワイ州	ニューヨーク州	ニュージーランド*	オーストラリア	スイス	アイルランド	英国
3年	3年	5年	5年	5年	6年	7年	10年	15年	15年

(参考2) 休眠口座資金に関連した既存の法律について

○チャリティに帰属する休眠口座

チャリティに帰属する休眠口座資金の扱いについては、The Charities Act 1993の第28条で法律上は措置されていた。同規定では、イングランドとウェールズでは、Charity Accountsにある休眠口座資金(5年以上取引のないもの)は、他のチャリティに移管されることになる。

同様の規定が、スコットランドのチャリティに関する規則や、北アイルランドのチェリティ委員会の規則に定められている。

○無主物になった財産

無主物(bona vacantiaと呼ばれている。)になった財産は、国王に帰属することになっており、この財産には、破綻企業の財産、遺族のいない死者の不動産が含まれている。

5. Mylostaccount.org (休眠口座検索システム) について

英国の場合は、

預金者は、口座検索システム「mylostaccount.org」によって、休眠口座の情報をウェブから検索することが可能である。

<https://www.mylostaccount.org.uk/index.htm>

本システムは、預金者に対して、彼らが失くしてしまった預金口座を探し出すのを手助けすること目的に、無料で使い勝手のいいワンストップサービスのシステムを提供するためのワンストップの仕組みである。

英国銀行協会(BBA)、英国住宅貯蓄貸付協会(BSA)、国民貯蓄投資機構(NS&I)によって、サイト構築費用が負担され、その後の運用も担われている。

※本システムは、BBA、BSA、NS&Iの3つの口座検索システムを1つのウェブサイト統合したものである。本システムでカバーしている範囲は、以下の通りである。

○BBAスキーム: 英国内の36銀行

○BSAスキーム: 住宅貯蓄貸付組合 全46団体

○NS&Iスキーム: 郵便貯金を含む全団体

預金者が口座を発見して、払戻し請求を行った場合に、払戻しが認められまでには、通常、3カ月以内の時間を要する。(NS&Iの場合は、1カ月以内)

○2008年1月の業務開始以来、
‘Mylostaccount.org’のウェブサイトには、
200万人以上がアクセスし、実際に58万人から、
口座情報の照会の申請があった。

この結果、

31万5000人の休眠預金 計6億4500万ポンド
(約1161億円)の休眠預金が発見され、再統合された。

(内訳 NS&I ⇒ 4億4500万ポンド
BBAとBSA ⇒ 2億ポンド)

この検索システムの他に、BBA,BSA,NS&Iや各金融機関が独自の照会サービスを実施している。

6. 請求基金 (Reclaim Fund) について

請求基金とは、

「2008年銀行及び住宅貯蓄貸付組合休眠口座法」に基づき、設立された①「休眠口座(15年以上取引がなく預金者とも連絡がとれない口座)を管理する、②休眠口座の返金処理をするための基金である。<http://www.reclaimfund.co.uk/>

2010年7月に、英国最大の協同組合系金融総合グループである「Co-operative Financial Services」が、請求基金の管理機関に指定され、同年8月に、同社の完全子会社として、「Reclaim Fund Ltd.」が設立された(2011年3月28日より実際の業務を開始)。

同社は、利益の配当等が禁止されている。

同法によって、請求基金は法的には位置づけられているものの、金融機関と請求機関との間は、個別に契約を締結しており、それに基づき、金融機関が自発的に休眠口座資金を、請求機関に移管している。

なお、請求基金に移管されるのは、資金のみであり、預金者の個人情報等は一切移管されず、預金者の個人情報は引き続き銀行が管理している。

○ガバナンス及び事務局体制

8名の理事

(非常勤理事7名(含む議長1名)、常任理事1名)、

5名の事務局職員

○事業内容

2015年は、9行の金融機関及び住宅貯蓄貸付組合から、1億3,131万ポンド(約243億円)の休眠口座資金の移管があった一方で、預金者に対しては、1,370万ポンド(約25億円)の払戻しを行った。

※金融機関は、3~4か月に1回程度、請求基金に対して、預金者からの払戻し申請の合計額を請求する。

移管された休眠口座資金から、「人件費等の諸経費」235万ポンド(約4億円)を控除した上で、

①「休眠預金の払戻請求に対する準備金」に繰入れる分5,252万ポンド(約97億円)と、

②「Big Lottery Fundへの交付に備えた準備金」に繰り入れる分7,972万ポンド(約147億円)に分けられることになる。

2015年末に、同基金に積まれた

「休眠預金の払戻請求に対する準備金」は、3億536万ポンド(565億円)

「Big Lottery fund への交付に備えた準備金」は、1億8,137万ポンド(336億円)

2015年に実際に同社が、Big Lottery Fundに交付した金額は、3,710万ポンド(約69億円)であった。

(4月770万ポンド、7月950万ポンド、10月970万ポンドの3回に分けて、交付している。)

累計交付額は、3億6200万ポンド(680億円)以上

本スキームに参加している銀行及び住宅貯蓄貸付組合から 受け入れた休眠口座資金と払戻金について

(単位:1,000ポンド)

参加行(※はMerlin Bank)	参加行から受け入れた休眠口座資金		参加行への払戻金	
	2015年	設立以来	2015年	設立以来
Barclays Bank plc ※	24,292	155,394	1,651	5,782
Commonwealth Bank	-	4	-	-
Clydesdale Bank PLC	22,239	22,239	-	-
The Co-operative Bank plc	1,419	11,066	214	601
Danske Bank	233	4,989	37	172
HSBC Bank plc ※	5,457	47,288	1,243	1,446
Lloyds Banking Group ※				
Lloyds TSB Bank plc	6,249	176,628	2,247	4,364
Bank of Scotland plc	19,152	97,415	2,994	4,405
Nationwide Building Society	4,878	51,317	144	406
Royal Bank of Scotland ※	-			
Adam & Company plc	2	14	-	-
Coutts & Co	5	1,363	-	-
National Westminster Bank plc	21,316	83,073	163	863
The Royal Bank of Scotland plc	7,043	21,953	1	1
Ulster Bank Limited	1,527	6,054	105	105
Stander UK plc	12,299	150,126	3,193	13,992
TSB Bank plc	-	12,354	1,240	3,408
Virgin Money plc	5,199	14,277	462	1,312
合計	131,310 (243億円)	855,554 (1,583億円)	13,694 (25億円)	36,857(68億円)

7. ビッグ・ロタリー基金 (Big Lottery Fund) について

○組織の概要

ビッグ・ロタリー基金 (Big Lottery Fund) は、「the National Lottery Act 2006」に基づき、従来ある2つのLottery資金活用団体が統合されて、**2004年6月1日に設立された「政府外公共機関(NDPB)」**である。

所管省庁は、文化・メディア・スポーツ担当省
<https://www.biglotteryfund.org.uk/>

○ガバナンス及び事務局体制

議長1名、副議長1名、評議員10名で構成される「評議会(Board)」が設置され、運営方針等を決定している。

この他に、イングランド地方の委員会委員が9名、スコットランド地方の委員会委員が10名、ウェールズ地方の委員会委員が9名、北アイルランド委員会委員が7名いる。

なお、**日常の業務を行う事務局の責任者**として、Chief Executive 1名、Chief of Staff 1名、Director 10名からなる

「Senior management Team」が設置されている。

本団体の職員は、**常勤・非常勤も含めると、計905名(2014年度)**である。

(注)本団体の給与は、公務員給与に準拠しているが、経営責任者には、この他に、**がある(事務局長の給与は、業績評価に連動した報酬員14~14.5万ポンド(約2,500万円)、職員給与の中位水準は、2.7万ポンド(約480万円)である。2013年度の同団体の人件費は、35,000万ポンド(約62億円)である。**

○事業内容

2015年度は、National Lottery から、7億6,933万ポンド(約1,154億円)の資金の交付を受けて、英国全体で約11,800のプロジェクトを実施した。

本団体は、資金の91%を直接ボランティアやコミュニティ分野に交付した。特に、助成金の89%が、1万ポンド(約180万円)未満の少額でかつ地方のプロジェクト向けである。

本団体の評議会は、毎年度の予算額から全国向け(10%を上限)を控除した残額分について、「戦略計画(2009-15年)に基づいて、地域別の助成金額を決定する(イングランド(75%)、スコットランド(11.5%)、ウェールズ(6.5%)、北アイルランド(1.5%))

○休眠口座資金関連プログラム支出 (英内閣府所管 P)

「2008年銀行及び住宅貯蓄貸付組合休眠口座法」の施行に伴い、銀行及び住宅貯蓄貸付組合が請求基金に移管した休眠口座資金による資金が、ビッグ・ロータリー基金に移管されることになった。その金額は、**2012年度5,000万ポンド、2013年度8,360万ポンド、2014年度4,944万ポンド、2015年度4,511万ポンド(約68億円)**である。

休眠口座資金関連プログラムへの支出は、2013年度7,895万ポンド、2014年度4,944万ポンド、2015年度3,725万ポンド(約56億円)である。

休眠口座資金の運用に関する運営費としては、66.3万ポンド(1.0億円)しか計上されていないが、実際にはその他の費用は、ビッグロータリー基金全体の運営費の中に含まれている。

(注)休眠口座資金による運用収入は、**2015年度8万ポンド(1,200万円)**。20

○「2008年銀行及び住宅貯蓄貸付組合休眠口座法」第25条では、休眠口座資金のうち、イングランド地方向けに配分される資金については、①若者向けサービス、②金融能力と金融包摂、③社会的投資卸売業者のいずれかに活用されるものと定めている。

○前労働党政権では、

休眠口座資金の使い道については、若者向けサービスの支出に高い優先順位が置かれており、SIB(社会的投資銀行)の資本金は、最大でも7,500万ポンド(135億円)にとどまるということで、SIBのコンセプトに対する優先順位は低かった。

○しかし、2010年7月にキャメロン首相が「Big Society Plan」の構想を発表した際には、休眠口座資金のうち、イングランド地方向けに配分される資金については、全額をビッグ・ソサエティ・キャピタルに投資するために使うことを表明した。

これにより、若者の機会を改善するために、地域主導の社会的企業の発展を支援することについて、高い優先順位が与えられることになった。

休眠口座資金関連プログラム支出の地域別配分額について

(単位:1,000ポンド)

	2015年度					2014
	合計	イングランド ^o	スコットランド ^o	ウェールズ ^o	北アイルランド ^o	合計
請求基金からの移転	37,170					49,520
金利収入	79					128
総収入	37,249					49,648
ビッグ・ロタリー基金による休眠口座資金関連プログラム支出の事業経費	(663)					(587)
各地域への配分可能額	36,586					49,061
地域別のシェア(人口割)		83.9%	8.4%	4.9%	2.8%	
地域別の配分額 (a)	36,586	30,696	3,073	1,793	1,024	49,061
ビッグ・ソサエティ・トラストへの資金拠出(b)	(30,741)	(30,741)				(41,707)
その他のコミットされた助成金 (c)	(14,367)	-	(3,446)	(10,921)	-	(7,730)
来期への繰り越し分 (d) = (a)-(b)-(c)	(8,522)	(45)	(373)	(9,128)	1,024	(376)
基金の期首残高 (e)	12,159	(25)	239	5,519	6,426	12,535
基金の期末残高 (f) = (d)+ (e)	3,637	(70)	(134)	(3,609)	7,450	12,159

注)ビッグ・ロタリー基金は、「2008年銀行及び住宅貯蓄貸付組合休眠口座法」及び英内閣府の閣内相による指令に基づいて、イングランド分については、全額をビッグ・ソサエティ・トラスト経由で、ビッグ・ソサエティ・キャピタルに拠出している。その他の地域については、ロタリー基金からの資金によるプログラムと同様の手法で、各地域のコミュニティ財団等に助成を行っている。

休眠口座資金関連プログラム支出の配分先について

イングランド地方

- イングランド地域向けとして分配される資金の全額を、返済不要の分配金として、ビッグ・ソサエティ・トラストに分配する。
- ビッグ・ソサエティ・トラストは、ビッグ・ソサエティ・キャピタルに投資しなければならない。

スコットランド地方

- 4つの政策テーマを支援すること
- 子ども及び若年者への機会
- 健康面での不平等への対応
- 世代横断的な取組みの強化
- 雇用機会に基づいた地域社会の創出

ウェールズ地方

- 以下のテーマに沿って、活動しなければならない。
- 子ども及び若年者の支援
- 気候変動に取組み、広範な持続可能な開発を促進すること

北アイルランド地方

- ※休眠口座資金関連プログラムの支出先に関する規定を整備していないため、資金は活用されていない。

「(改訂)2008年銀行及び住宅貯蓄貸付組合休眠口座法」第22条(3)項に基づくBig Lottery Fund に対する指令

内閣府長官は、「2008年銀行及び住宅貯蓄貸付組合休眠口座法」(c.31)の第22条(3)項により付与された権限に基づき、同法第22条(7)項の規定に基づき、Big Lottery Fundとの協議の上、Big Lottery Fundに対して以下の指令を発出する。

Big Lottery Fundは、休眠口座資金のうちイングランド地域向けとして分配される資金の全額を、返済不要の分配金として、Big Society Trustに分配するものとする。

Big Society Trust は、「2008年銀行及び住宅貯蓄貸付組合休眠口座法」第18条の規定に基づいて社会投資卸売業者 (social investment wholesaler) としての業務を行っているBig Society Capitalに投資しなければならない。

スコットランドにおける支出に関連した「2008年銀行及び住宅貯蓄貸付組合休眠口座法」第22条(5)項(b)に基づくBig Lottery Fund に対する指令

スコットランド大臣は、「2008年銀行及び住宅貯蓄貸付組合休眠口座法」の第22条(5)項(b)により付与された権限に基づき、同法第22条(7)項の規定に従ってBig Lottery Fund(以下、「本ファンド」という。)との協議の上、本ファンドに対して、以下の命令を発出する。

一般指令 (General Directions)

1. 本ファンドは、スコットランドにおける支出に関連して、本法律に基づく休眠資金の分配業務を実施するにあたっては、以下の一般指令に従って、本ファンドの①分配対象者、②分配目的、③分配決定手続、④分配要件を決定しなければならない。

2. 休眠口座資金の分配:

- A. 公共の利益の増進を目的とするものであって、私的な利得を主目的とするものでないこと。
- B. 地域社会の生活の質を実際にかつ持続的に向上させるものであること。
- C. サード・セクター、すなわち、社会または環境に対する便益の提供を主目的としているもの
- D. プロジェクトと申請者の種類に適した方法で、イノベーションの促進とリスク管理の必要性のバランスを取ること。
- E. 持続可能な開発という目標を推進するものであること。

3. BIGが、休眠口座資金の分配を行うにあたっては、申請者は以下の要件を満たしていなければならない。

- A. 交付期間を通じて、プロジェクトの遂行が財務面で可能であること。
- B. 資本出資が求められている場合においては、
 - a) プロジェクトの規模と性質を考慮した上で、合理的な期間において各プロジェクトに関連する運営コストとメンテナンス・コストを組み込んだ明確な事業計画を示していること。
 - b) 大規模プロジェクトについては、当該プロジェクトの評価及び管理手順が、英国商務局のGateway Reviewsの手順と合致していること。

C. 資本出資が求められていない場合においては、プロジェクトの規模と性質を考慮した上で、休眠口座資金の分配終了後の合理的期間にわたり、事業の継続費用に見合う資金提供を他者から受けることができる可能性があること。または、実行可能性に向けた進捗を支援するために使用されること。

4. BIGは、休眠口座資金を分配するに当たり、

- A. 資本支出か収益支出かを問わず、具体的な交付期間を示すこと。
- B. スコットランドの休眠資金制度について合意されたブランドを使用して休眠口座資金を利用するという点について、受給者の合意を含めること。
- C. 交付対象者を決定するにあたり、必要な情報を入手していること。これには、必要な場合の独立専門家の助言を含む。
- D. 目的の達成のために有効な手段である場合には、他の組織(含む他の助成機関)とも協力すること。
- E. 政策決定、優先順位付け、交付決定を行うに当たっては、可能であれば公的機関も巻き込むこと。
- F. スコットランドの独自政策の範囲内で業務を行い、場合に応じて、スコットランド諸大臣の戦略に付加価値を加えること。さらに成功があり持続可能なスコットランドの中で、誰でもが繁栄できる機会を開発することで、より公平なスコットランド(Fairer Scotland)を支援すること。
- G. 時間の経過にともなって資金の交付対象者が、合理的に範囲内で、より広い範囲に行き渡るようにすること。交付対象者には、小規模事業、地方限定的事業、社会的事業、スコットランドに本拠を置きながらも海外で事業活動を行っている組織が含まれる。
- H. スコットランド全体、スコットランドの各地方の利益及び相対的人口規模、スコットランドの各地方の経済的社会的欠乏の軽減を考慮すること。
- I. プロジェクトが、経済成長の増強と持続というスコットランド政府による重要目標及び下記の戦略目的の1つまたは複数への貢献を意図したものであること。

・よりスマートに(SMARTER) : 生活がより良くなる機会を持つ人々

・より安全、より強力に(SAFER AND STRONGER) : 地域コミュニティが不平等克服に向けて一緒に活動する。

・よりグリーンに(GREENER) : 人々はより良いサービスと環境、より持続性のあるサービスと環境を持っている。

・より健康に(HEALTHIER) : 人々と地域コミュニティがより健康である。

J. 以下の3原則を考慮していること。

- ・**参画 (ENGAGEMENT)** – プログラムの発展は、公的機関、民間、第三セクターのパートナーの積極的な参画に基づかなければならない。
- ・**連帯と結合 (SOLIDARITY AND COHESION)** – スコットランド全域の個人と地域社会が、より良いスコットランドに貢献し、参加し、利益を得る機会を確保すること。
- ・**持続可能性 (SUSTAINABILITY)** – スコットランドの現在と将来の世代のために環境を改善する一方で、地球環境に対するスコットランドの影響を軽減すること。

具体的指令(Specific Directions)

5. 本ファンドは、スコットランドにおける支出に関連して、休眠口座資金の交付業務を実施するにあたっては、

①分配対象者、②分配目的を定める際には、以下の具体的指令に従わなければならない。

A. 本ファンドは、「2010年休眠銀行及び住宅貯蓄貸付組合休眠口座法に関する命令(スコットランド)」及び以下のオプションのうちのいずれかに従って、休眠口座資金の分配について、エビデンスに基づく影響評価を作成しなければならない。

・**オプション1** – 4つの政策テーマを支援すること。ファンドは、以下の4つの政策テーマを支援するために、合理的に資金を分配しなければならない。

- ① 子ども及び若年者への機会 (Opportunities for children and young people)
- ② 活動亢進による健康面での不平等への対応 (Addressing health inequalities through increased activity)
- ③ 世代横断的な取組の強化 (Strengthening inter-generational activities)
- ④ 雇用機会に基づいた地域社会の創出 (Creating community based employment opportunities)

・**オプション2** – Big Lottery Fundは、当初の資金の50%、67%または100%を分配先の基金に提供すること。残りの資金は、本ファンドが4つの政策テーマを支援するために分配すること

ウェールズにおける支出に関連した「2008年銀行及び住宅貯蓄貸付組合休眠口座法」第22条に基づいたBig Lottery Fund に対する指令

ウェールズ大臣は、「2008年銀行及び住宅貯蓄貸付組合休眠口座法」の第22条により付与された権限に基づき、Big Lottery Fund(以下、「本ファンド」という。)との協議の上、本ファンドに対して、以下の命令を発出する。

一般指令(General Directions)

1. 本ファンドは、ウェールズにおける支出に関連して、本法律に基づく休眠口座資金の交付業務を実施するにあたっては、以下の一般指令に従って、本ファンドの①分配対象者、②分配目的、③分配決定手続、④分配要件を決定しなければならない。

A. 休眠口座資金は、公共の利益の増進を目的とするものであって、私的な利得を主目的とするものでないこと。

B. 休眠口座資金は、地域社会の生活の質を実際にかつ持続的に向上させる事業に分配すること。

C. 休眠口座資金は、サード・セクター、すなわち、社会または環境への便益の提供を主目的としている組織にのみ交付しなければならない。例外として、事業にパートナーシップまたはコンソーシアムが関与し、行政機関が調整を行っている場合には、地方公共団体又はその他の行政機関に資金を分配することができる。

D. 休眠口座資金の分配にあたっては、プロジェクトと申請者の種類に適した方法で、イノベーションの促進とリスク管理の必要性のバランスを取ること。

E. 休眠口座資金の分配は、ウェールズ語の支援を推進し、ウェールズにおける二か国語併用の状況を反映したものでなければならない。これには英語とウェールズ語の平等原則に効果を与えることを含む。

F. 休眠口座資金の分配は、持続可能な開発という目標を推進するものでなければならない。

G. 休眠口座資金の分配にあたっては、資本支出向けまたは収益支出向けのどちらかに分配金を支出するにしても、具体的な分配期間を設定しなければならない。

- H. ファンドは休眠資金の分配にあたり、以下の点を確保しなければならない。
- i) 申請者が、分配期間を通じて、プロジェクトの遂行が財務面で可能であることを証明していること。
 - ii) 資本出資が求められている場合においては、下記の通りとする。
 - a) プロジェクトの規模と性質を考慮した上で、合理的な期間において各プロジェクトに関連する運転コストとメンテナンス・コストを組み込んだ明確な事業計画を示していること。
 - b) 大規模プロジェクトについては、当該プロジェクトの評価及び管理手順が、英国商務局のGateway Reviewの手順と合致していること。
 - iii) 資本出資が求められていない場合においては、プロジェクトの規模と性質を考慮した上で、休眠口座資金の分配終了後の合理的期間にわたり、事業の継続費用に見合う資金提供を他者から受けられる可能性があること。または、可能な限り実行可能性に向けた進捗を支援するために使用されること。
- I. 本ファンドは、休眠口座資金の分配にあたり、当該分配が戦略計画の要素達成のための有効な手段となるよう他の組織と協力しなければならない。
- J. 本ファンドは、休眠口座資金の分配にあたり、申請者に関する必要な情報を入手していること。これには、必要な場合の独立専門家の助言を含む。
- K. 本ファンドは、休眠口座資金の分配を行うに当たっては、ウェールズの休眠口座資金制度について合意されたブランドを使用して休眠口座資金を利用するという点について、受給者の合意を条件に含めること。
- L. 本ファンドは、休眠口座資金の分配にあたり、適切なパートナーと協力して、ウェールズ全体の地域社会のために最適な投資パターンを達成するために、アウトカム(成果)重視のアプローチを採用しなければならない。

- M. 休眠口座資金の分配にあたり、時間の経過にともなって資金の交付対象者が合理的な範囲内で、より広い範囲に行き渡るように、本ファンドは、戦略計画により特定したニーズと優先順位を考慮しなければならない。この中には、地方限定的事業及び社会的事業が含まれる。
- N. 本ファンドは、休眠口座資金の分配にあたって、ウェールズ全体、ウェールズの各地方の利益及び相対的人口規模、ウェールズの各地方の経済的社会的欠乏の軽減を考慮しなければならない。

具体的指令 (Specific Directions)

2. 本ファンドは、ウェールズにおける支出に関連して、休眠口座資金の交付業務を実施するにあたっては、①分配対象者、②分配目的を定める際には、以下の具体的指令に従わなければならない。
- A. 本ファンドは、「2008年休眠銀行及び住宅貯蓄貸付組合休眠口座法に関する命令(ウェールズ)」(制限事項)、2010年命令に定められた制限及び以下のテーマに沿って、行動しなければならない。
- ・「社会的な包摂を推進するために、サード・セクターを通じて、子どもや若年者が潜在的な労働能力を発揮できるように支援すること。」
 - ・「コミュニティ活動を通じた気候変動への取り組み、広範な持続可能な開発を促進すること」
- B. BIGは、休眠口座資金の分配にあたり、以下のサブ・テーマに沿って活動しなければならない。

子ども及び若年者の支援

- ・若年者に各種の利益を得るために必要な技能及び能力を備えさせること。特に、ニートの状態にある若年者のニーズに対応すること。

気候変動に取り組み、広範な持続可能開発を促進すること

・気候変動の原因に対して地域主導の広範な取り組みを行い、その影響への柔軟な対応力を構築すること。その目的は、行動の変化を促進し、ウェールズ外への展開を目指すこと。

C. BIGは、休眠口座資金の交付にあたり、以下に関連して、申請者が提供するかもしれない幅広い便益を考慮しなければならない。

(i) 出資のマッチングなど、他の資金源からの交付金も得ることにより、資金の有効性を高めること。

(ii) 以下を含め、ウェールズ議会の政策と方針に従った拠出を行うこと。

－ 技能と雇用に関する戦略及び行動計画

「ウェールズで就学、就労、職業訓練のいずれも行っていない若者の割合の削減。ウェールズのために働く技能を届けること」(NEET計画)。「私たちの子ども達のための公正な未来：貧困児童に関する戦略。若年者への学習提供のための14～19「学習経路」の枠組。若年者支援のための「権利拡大」政策。国家若年者サービス戦略。全ウェールズ若年者保護戦略。「高みに達する」キャリア機会提供制度。

－ **1つのウェールズ、1つの地球** ウェールズ持続可能開発制度。気候変動に関する戦略。

戦略計画(Strategic Plan)

3. 本法律の附則3 第1章に記載されているように、休眠口座資金の分配及び申請に当たっての優先順位についてのファンドの方針を明らかにするために、本ファンドは、ウェールズにおける支出向けの休眠口座資金の交付に関する戦略計画を作成し、採用するべきである。

8. ビッグ・ソサエティ・トラスト (Big Society Trust) について

○組織の概要

ビッグ・ソサエティ・トラスト (Big society Trust: BST) は、ビッグ・ソサエティ・キャピタル(BSC) の持株会社であり、社会的使命を保護する「保証有限責任会社 (CLS)」として設立された。

<http://www.bigsocietycapital.com/our-people/big-society-trust>

- ①請求基金から資金拠出された資金を基に、2012~17年の間に、総額4億ポンド(720億円)をビッグ・ソサエティ・キャピタルの株式に投資する。
- ②ビッグ・ソサエティ・キャピタルの株式の60%以上を保有し、合計の議決権は80%以上保有する。

○ガバナンス

評議員8名(含む政府側代表(英内閣府)1名)で構成される「評議会(Board)」が設置されている。

ビッグ・ソサエティ・キャピタルの議長は、ビッグ・ソサエティ・トラストの評議会に出席する権利がある。

評議会は、ビッグ・ソサエティ・キャピタルが社会ミッションを現実化させる責務がある。

○特別な権限

- ①必要があれば、ビッグ・ソサエティ・キャピタル評議員を排除する権限
- ②ビッグ・ソサエティ・キャピタルのミッションや目的等の変更について賛成又は否決する権限
- ③ビッグ・ソサエティ・キャピタルの報酬に関する方針や任命方針の変更に同意する権限

○特別な権限

- ①必要があれば、ビッグ・ソサエティ・キャピタル評議員を排除する権限
- ②ビッグ・ソサエティ・キャピタルのミッションや目的等の変更について賛成又は否決する権限
- ③ビッグ・ソサエティ・キャピタルの報酬に関する方針や任命方針の変更に同意する権限

(参考)評議員の構成 8名

- 金融界代表: 1名 (任命)
- 経済界代表: 1名 (任命)
- NCVO(英国ボランタリー団体全国協議会)のCEO又はACEVO(全英サードセクター経営者協会)の代表執行役: 1名 (3年毎に交替) (職権)
- Social Enterprise UKのCEO: 1名 (職権)
- サードセクター代表: 2名(任命)
- ビッグ・ソサエティ・キャピタルの議長: 1名(職権)
- 政府代表者: 1名(任命:)

※評議員は無給

(参考)コンセプトは、「参考資料」のP37-38参照

※開催頻度: 年1~2回程度

9. ビッグ・ソサエティ・キャピタル (Big Society Capital) について

(1) 取締役 (Directors) 11名

Sir Harvey McGrath, BSC Chair

David Carrington

Sir Ronald Cohen, former BSC Chair

Fiona Ellis,

Criff Prior, Chief of Executive Office

Dai Powell

Lady Susan Rice

Sarah Smart

Keith Smithson

Anne Wade

Danielle Walker-Palmour

(2) 経営陣営 (Executive Management Team) 8名

Criff Prior, Chief of Executive Office

Andrew Aspital, *Head of Operations*

Anna Shiel, *Head of Origination*

Aine Kelly,

Head of Financial Sector & Investor Engagement

Geetha Rabindrakumar, *Head of Social Sector*

Engagement

Simon Rowell,

Head of Strategy and Market Development

Jeremy Rogers, *Chief Investment Officer*

Keith Starling, *Head of Portfolio Management*

■スタッフ 現在 39名

■アドバイザリーボード 計22名

■HPページ: <http://www.bigsocietycapital.com/>

■住所:

New Fetter Place 8 10 New Fetter Lane

London EC4A 1AZ

※FCA(金融行為規制機構)によって認可されている。

(認可番号:07599565)

平均スタッフ数	2012年	2013年	2014年	2015年
投資	9	10	11	12
シニアマネジメント	2	2	3	4
戦略	2	4	4	4
コミュニケーション	1	2	2	4
事務	4	6	7	9
ソーシャルファイナンス	0	2	4	4
インターン目的	0	1	2	2
総計	18人	27人	33人	39人

9. ビッグ・ソサエティ・キャピタル (Big Society Capital) について

(1) ビジョン、使命と業務原則

【ビジョン】

英国に、強くて、よく資本化されて、持続可能な社会的投資市場を生み出すこと。

【使 命】

※詳細は、参考資料P34、P49を参照

英国における社会的投資市場を発展・促進させること。

【役 割】

※詳細は、参考資料P32-33を参照

①社会的投資への認識と信頼性を高めるために、社会的投資市場のチャンピオンとして行動すること。(We act as *a champion for the social investment market.*)

②社会的投資中間支援機関(SIFI)に資本を提供する社会的投資卸売業者であること。

(We are also *a social investment wholesaler* that provides capital to social investment finance intermediaries.)

【業務の4原則】

※詳細は、参考資料P30-31、P35、P49を参照

①独立性 (Independence)

②透明性 (Transparency)

③自己充足 (Self-sufficiency)

④卸売業 (Wholesaler)

9. ビッグ・ソサエティ・キャピタル (Big Society Capital) について

(2) 活動分野①：投資

BSCは、以下の5分野で活動している。

① 出資とバランスシートの拡大

— 第一線のソーシャル・セクター組織に、信頼できて予測可能な資本の流れを供給できる力強い、大規模な社会的投資中間支援機関 (SIFIs) を設立するために、コアな株式資本を注入する。

② リスク資本、運転資本

— ソーシャル・セクターにリスク資本や運転資本を供給する金融商品やファンドを発達する際に、礎となりリードする投資家として行動する。

③ 持続可能で、組織立った成長

— 社会的投資中間支援機関 (SIFIs) が持続可能性を達成し、スケールアップが図られ、そして、ソーシャル・セクターに供給できる資金量を増加させることができるように、中長期的な資本を社会的中間投資機関に供給する。

④ 市場メカニズムとインフラ

— 礎となる投資家として行動する、又は、市場のインフラの発達のために引受支援業務を行う。

⑤ 助言、技術、情報

— 社会的投資中間支援機関 (SIFIs) に対して直接的な株式投資や融資を行うとともに、ソーシャル・セクターが投資を行うにあたり、求められる技術や能力を構築するための支援をするために、金融アドバイスや企業財務サービスを提供する。

(2) 活動分野②：インパクト

- BSCの包括的な目的は、第一線のソーシャル組織が必要な資金調達へのアクセスを改善することによって、ソーシャル・インパクトを支援することである。
- BSCは、効率的で効果的な社会的投資市場に投資することによって支援する他、社会的投資市場における重要な投資家として、ソーシャル・インパクトの業績評価が社会的投資のコアであることを確信する機会を有している。
- これを達成するカギとなるのは、社会的投資市場、そして、社会的成果の基礎となる第一線のソーシャル・セクターに資本の流れを最大化することである。
- このため、BSCは、社会的投資の社会的インパクトを測定するために、分類と標準化されたマトリックスに基づいた原則と業績を開発するために、ソーシャル・セクターと連携して作業を行う。BSCは、投資家として、この分類を採用することになる。

○BSCのアプローチを支える基本原則は、以下の通りである。

①協動的 (Collaborative)

—BSCは、ソーシャル・セクターのステークホルダーと一緒に働く。

②投資家主導 (Investor driven)

③受取人に基づく (Beneficiary based)

—いかなる投資の目的も、その投資が対象にしている受取人や投下資本の使用と関連した意図された成果（アウトカム）で表現されるべきである。

④原則に基づく (Principles based)

—BSCのソーシャル・インパクト業績に対するアプローチは、説明責任、比例原則、透明性、標準化、比較可能性の原則に基づいている。

⑤オープン・ソース (Open-source)

—BSBの活動の結果が得られた、データ、ガイドライン、研究、ツールは、ウェブサイトで自由にアクセスできるようにする。

(3) KPI (重要業績評価指標)

■ チャリティ団体や社会的企業に実際に届いた資金

	2014年末	2015年末
総計	1億400万ポンド (187億円)	1億9,500万ポンド (361億円)
ビッグ・ソサエティ・キャピタルからの資金(A)	3,620万ポンド (65億円)	6,800万ポンド (126億円)
共同投資家からの資金	6,780万ポンド (122億円)	1億2,700万ポンド (235億円)

(内訳) 実際に使われた用途

①ファンドやソーシャルバンクを通じたチャリティ団体・社会的企業への資本	41%
②チャリティのサービスを届けるのを支援するための財産	39%
③ソーシャル・インパクト・ボンドを活用したチャリティ団体のサービスの提供を支援	8%
④中間支援団体への支払手数料	7%
⑤アレンジをする人への資本	5%

■ チャリティ団体や社会的企業が利用可能な資金

	2014年末	2015年末
契約締結済の社会的投資総額	3億5,800万ポンド (646億円)	5億8,700万ポンド (1,086億円)
ビッグ・ソサエティ・キャピタルからの資金(B)	1億5,800万ポンド (284億円)	2億6,100万ポンド (483億円)
共同投資家からの資金	2億 080万ポンド (362億円)	3億2,600万ポンド (603億円)

	2014年末	2015年末
契約締結をした投資対象	36団体	48団体

(内訳) 共同投資家 90団体

①英国のチャリティ団体や財団法人	19%
②英国行政機関	18%
③英国ファンド	2%
④英国銀行	6%
⑤地方行政の年金基金	3%
⑤英国その他	25%
⑥国際	16%
⑦ソーシャルバンク	11%

請求基金と銀行から受取った資本 (C)

3億500万ポンド
(549億円)

■ ビッグ・ソサエティ・キャピタルが投資可能な資金

	2014年末	2015年末
請求基金と銀行から受け取った資本(C)	3億 500万ポンド [〃] (549億円)	3億5,700万ポンド [〃] (660億円)

(C)のうち、

	2014年末	2015年末
契約締結済みの金額(B)	1億5,810万ポンド [〃] (285億円)	2億6,100万ポンド [〃] (483億円)
引出された資金 (A)	3,620万ポンド [〃] (65億円)	6,800万ポンド [〃] (126億円)

様々な理由から、投資に関するコミットがなされてから、実際に契約締結を行うまでのタイミングや実際に資金が引き出されるまでには、時間がかかると考えられる。平均的な投資では、実際に資金が完全に引き出されるまでには、3~6年間と見込んでいる。

(4) 変化の理論 (Theory of Change)

	チャンピオンとして	投資家として
インプット	<p>職員 コミュニケーション 調査、各種イベント</p>	<p>職員 資本 投資リターン(再投資に回す)</p>
活動	<p>1 知識とネットワークの結付け — 社会、金融、ビジネス、行政</p> <p>2 情報伝達 — 社会的投資の調査、ツールと事例</p> <p>3 広範なサポート環境の構築 — インフラ、規制・公共政策</p>	<p>1 新しい提案 — パートナシップ、研究、チャレンジ賞</p> <p>2 評価と共同開発 — 分析、キャパシティ・ビルディング</p> <p>3 ポートフォリオの業績管理 — 事業開発、訓練プログラム、インパクト報告</p>
アウトプット 経済的結果	<p>1① 社会的投資の利用に関する提案の増加 1② 企業とインパクトキャパビリティの支援 1③ メインストリームの投資のポートフォリオの一部として、社会的投資商品を位置付けること</p> <p>2① 社会的投資のベストプラクティスの共有化 2② 実践者ためのツールの開発とアップデート 2③ コミュニケーションツールの開発と利用可能性</p> <p>3① 協力的な公共政策環境 3② 公的部門の委任者へのソーシャルセクターの多数参加 3③ 社会的投資市場インフラへの投資</p>	<p>1① 健全なビッグ・ソサエティ・キャピタルのパイプライン 1② 健全な中間支援組織のパイプライン 1③ 社会的投資に関する知識、資源、ネットワークの増加</p> <p>2① 中間支援組織のインパクトと投資準備の増加 2② 中間支援組織の成長と持続可能性の増加 2③ 持続可能なモデルを通じて、資本がどのようにインパクトを創出させるかについての理解の増進</p> <p>3① 適切な取引とポートフォリオ水準の指標 3② 中間支援組織のインパクト戦略、意思決定と業績の改善 3③ 適切な出口と実現化された投資リターン</p>



以下の4つのアウトカムを通じた社会的投資の成長

1 中小のチャリティ団体や社会的企業へのファイナンス

2 社会的投資への多数の参加

3 社会的課題を克服するためのイノベーションを早期に成長させ、複製することを支援する資本

4 社会的課題をファイナンスするための金融の規模の拡大


チャリティ団体と社会的企業の付加的な能力

1 チャリティ団体と社会的企業まで届く適切な資本の増加

2 収益とインパクトを増加させるために、チャリティ団体と社会的企業の能力を拡大

3 より大きなインパクトに再投資するために、チャリティ団体と社会的企業の所得を増加

4 インパクトをはっきり表現し、証明する能力の拡大



以下の9分野で適切な投資を受けるために、英国中の脆弱で不利な立場にある団体に対する社会的アウトカムを付加させること

- ①市民と地域コミュニティ、②所得と金融包摂、③雇用・訓練・教育、④身体的な健康、⑤精神的な健康と幸福、⑥住宅及び地域施設、⑦家族・友人・親戚、⑧環境保護、⑨芸術・遺跡・スポーツ・信仰

アウトカム
社会的成果

社会的
インパクト

(5) アウトカム（成果目標）：2015年度の投資対象団体

① 中小のチャリティ団体や社会的企業へのファイナンス

- ① Big Issue Invest Social Enterprise Fund II (1,500万ポンド)、
- ② Big Issue Invest (200万ポンド)
- ③ Charity Bank co-investment facility (1,000万ポンド)
- ④ Key Fund (60万ポンド)

② 社会的投資への多数の参加

- ① Pure Leapfrog Bridge Loan (1,500万ポンド)

③ 社会課題を克服するためのイノベーションを早期に成長させ、複製することを支援する資本

- ① Numbers for Good (25万ポンド)
- ② Care and Wellbeing Fund (Social Finance) (600万ポンド)、
- ③ EBSI (35万ポンド)

④ 社会課題をファイナンスするために金融の規模の拡大

- ① Charity Bond Support Fund (Rathbones) (3,000万ポンド)、
- ② National Homelessness Property Fund (Resonance) (1,500万ポンド)
- ③ Funding Affordable Homes (1,500万ポンド)

■ビッグ・ソサエティ・キャピタルが設定している「9つのアウトカム分野」

	アウトカムの定義	投資対象	投資額
1. 市民と地域コミュニティ	個人: 人々が信頼と安全に生活し、犯罪や無秩序から自由であること。人々が責任をもって、活発な市民として活動し、地域の一部であると感じる。 地域: より力強く、より活発で、よりコミュニティに関わること	49 (18%)	3,210万£ (59億円)
2. 所得と金融包摂	個人: 人々が、本質的なニーズを満たすのに十分な所得を融資、適当な金融商品や金融サービスにアクセスできる。 地域: 全員が健康と幸福のために最適な所得水準に達している。	10 (4%)	1,210万£ (22億円)
3. 雇用・訓練・教育	個人: 適切な雇用、教育、職業訓練を受けている状態にある。 地域: すべての人が職業、教育・訓練機会を受けられる。	90 (33%)	3,870万£ (72億円)
4. 身体的な健康	個人: 可能な限り、自分の健康に気をつける。可能な限り早く健康を回復させるか、もしくは回復できないのであれば、自分の健康や生活の質を最大化させる。 地域: 人口全体で良い身体的に健康な状態	22 (8%)	1,090万£ (20億円)
5. 精神的な健康と幸福	個人: 安寧な状態にある。精神的な病気を経験した人々が、仮に症状が残ったとしても、可能な限り回復する。 地域: 人口全体で、良い精神状態と人生の満足	18 (6%)	1,490万£ (28億円)
6. 住宅及び地域施設	個人: 人々は、生活するのに十分で安全な場所を有し、地方の施設や交通にアクセスできる。 地域: 様々な形態の投資を行うことにより、住居に関するあらゆるニーズを現在も将来も満たすことができる。	45 (16%)	9,950万£ (184億円)
7. 家族・友人・親戚	個人: 人々が、愛情や帰属意識、感情的な支援を提供するポジティブな社会的ネットワークを有している。 地域: 家族や良い人間関係をサポートし、勇気づける社会	13 (5%)	640万£ (14億円)

注)「投資額」とは、チャリティ財団と社会的企業によって実際に引き出された社会的投資総額で、ビッグ・ソサエティ・キャピタル、共同投資家、BSCIによって資金提供された金融中間支援機関によってアレンジされた金額を含む。

	アウトカムの定義	投資対象	引出された投資額
8. 環境保護	個人:人々が自然環境を鑑賞し、保護するために一定の役割を果たすこと 地域:自然環境が人々や動植物の便益のために保護される。	12 (4%)	600万£ (11億円)
9. 芸術・遺跡・スポーツ・信仰	個人:人々が美術、スポーツや信仰に参加することを通じて、意味や楽しみ、自己表現を見出す。 地域:高い参加率をもって、文化的な風景の繁栄	17 (6%)	300万£ (6億円)
総 計		276 (100%)	2億2,490万 ポンド (416億円)

注)「投資額」とは、チャリティ財団と社会的企業によって実際に引き出された社会的投資総額で、ビッグ・ソサエティ・キャピタル、共同投資家、BSCIによって資金提供された金融中間支援機関によってアレンジされた金額を含む。

(6) 資金調達

	名目株価	2012年	2013年		2014年		2015年	
		1,000ポンド	株式数	1,000ポンド	株式数	1,000ポンド	株式数	1,000ポンド
発行可能な株式								
普通株式A株	1株1ポンド	71,696	135,381	135,381	183,460	183,460	214,142	214,142
普通株式B株	1株1ポンド	47,678	90,028	90,028	122,001	122,001	142,405	142,405
総計		119,374		225,409 (400億円)		305,461 (550億円)		356,547 (660億円)
当該期間に発行された株式	名目株価							
普通株式A株	1株1ポンド		63,685	63,685	48,079	48,079	30,682	30,682
普通株式B株	1株1ポンド		42,350	42,350	31,973	31,973	20,404	20,404
総計				106,035 (190億円)		80,052 (144億円)		51,086 (95億円)

注) BSCは、複数議決権株式を採用しており、普通株式A株は、親会社であるビッグ・ソサエティ・トラストが全株式を保有する。普通株式A株の議決権数は議決権総数の最大で80%を有する。その一方で、BSCに出資している4大銀行(バークレイ銀行、HSBC、ロイド銀行グループ、RBS)は、普通株式B株を同数保有することになる。

イングランド地方向けの休眠口座活用資金全額が、BSCに出資されることとなっており、その総額は、2012～17年の間に、計4億ポンド(720億円)である。
また、2011年2月の「マーリン合意」に基づき、4大銀行は、計2億ポンド(360億円)の出資をBSCに行うことで政府側と合意している。

(7) 投資ポートフォリオ：①投資案件 43件

1 3SC Capitalise Social Impact Bond <i>Finance for payment-by-results ※</i>	11 Commonweal Housing <i>No Recourse to Public Funds Project</i>
2 Adoption Social Impact Bond <i>Improving adoption placements</i>	12 Community Energy Fund
3 Affordable Homes Rental Fund <i>Homes for local people</i>	13 Community Generation Fund <i>Renewable energy in deprived areas ※</i>
4 Big Issue Invest <i>Helping the financially excluded</i>	14 Community Investment Fund <i>Finance for community organisations ※</i>
5 Bridges Social Impact Bond Fund <i>Finance for payment-by-results ※</i>	15 Community Share Underwriting Fund <i>Support for community shares</i>
6 Care and Wellbeing Fund (Social Finance) <i>※</i>	16 DERiC <i>Communities improving social care</i>
7 Charity Bank <i>Supporting social banking ※</i>	17 Energise Social Impact Bond <i>Finance for payment-by-results</i>
8 Charity Bond Support Fund <i>Supporting charities issuing bonds</i>	18 Essex Social Impact Bond <i>Early intervention with young people</i>
9 Cheyne Social Prosperity Impact Fund <i>Property for social sector organization</i>	19 Evidence-Based Social Investment <i>※</i>
10 Clearly So <i>Social enterprise infrastructure</i>	20 Franchising Works Licence Fund <i>Creating jobs in disadvantaged areas</i>

21 Funding Affordable Homes <i>✂</i>	31 Pure Leapfrog <i>Improving adoption placements</i>
22 Impact Venture UK <i>Growth capital for social enterprises ✂</i>	32 Real Lettings Property Fund Lp <i>Accommodations ✂</i>
23 Investing for Good <i>Building the charity bond market</i>	33 Shared Lives Incubator <i>Support for disabled people ✂</i>
24 Key Fund	34 Social Enterprise Investment Fund II <i>✂</i>
25 Local Solutions <i>Supporting homeless young people</i>	35 Social Growth Fund <i>Finance for Scottish communities ✂</i>
26 Moneyline	36 Social Impact Accelerator <i>Finance for charities</i>
27 National Homelessness Property Fund <i>✂</i>	37 Social Stock Exchange <i>Developing market infrastructure ✂</i>
28 Nesta Impact Investment Fund <i>Technology and innovation</i>	38 Spacehive <i>Crowdfunding platform</i>
29 North East Social Investment Fund <i>Regional fund</i>	39 Technology Spin-Out Fund
30 Numbers for Good	40 The Foundry <i>Supporting the social sector</i>

41 ThinkForward Social Impact Bond

Finance for payment-by-results ✖

43 Triodos New Horizon Social Impact Bond

Finance for payment-by-results ✖

42 Third Sector Loan Fund

Loan Fund

(7) 投資ポートフォリオ：②投資基準

※全ての投資が以下の基準に基づいて評価され、順位付けられる。

1. 資格のある中間支援団体

- －BSCの投資を申し込めるのは、英国に拠点を置く社会的投資中間支援団体(SIFIs)である。
- －BSCは、第一線のソーシャル・セクター組織に直接投資をすることはできないが、以下の分野で活動している組織や金融商品を狙いとした投資を行うことになる。以下のリストは、今後、市場のニーズにより変更されるであろう。

①「子どもと家族」

(危険な状況にある子ども、若者、弱い家族の生活の質を改善するための早期介入)

②「地域再生」

(地域の施設と資産(芸術、スポーツ、図書館、店舗、コミュニティ・センター)の建設、改築、購入)

③「身体障害者」(身体障害者を支援するサービス)

④「教育」(教育を通じて、子供や大人の大望、態度、行動を改善する機会の創出)

⑤「雇用」(訓練、技術、職業、メンターの提供を通じて、長期的・安定的な雇用機会の創出)

⑥「金融の排除」

(メインストリームの金融サービスにアクセスできない人々に対する信用、債務アドバイス、貯金、保険、金融リテラシーの提供)

⑦「健康と社会的ケア」(医療と健康分野におけるサービスや支援)

⑧「住宅とシェルター」

(長期的シェルターや住宅ニーズ同様に、即座のシェルターのニーズや専門家による支援、社会的住宅や借家に関連したサポート)

⑨「インフラ」

⑩「メンタル・ヘルス」(メンタル・ヘルスの問題に苦しむ人々を助けるためのサービスやサポート)

⑪「若者と子ども」

(犯罪を犯してリハビリ中の若者に対して、若者サービスの提供と早期介入)

2. 市場の失敗

OBSCの目的は、社会的投資市場における市場の失敗の解決に取り組み、ソーシャル・セクターが直面している9億ポンド～17億ポンドの金融のギャップを埋めることを手助けすることである。

OBSCが投資する際に考慮する重要な点は、その事業案件に投資をしようという意思が他の資本にあるかどうかである。このことは、BSC無しでは、ファンドを組成することができない、又は、当初希望している金額に達しないことを意味する。

OBSCの投資の決定は全て、投資委員会によって、BSCが関与しないとその事業案件が成果を生み出すことができないことを確認する必要がある。

3. 頑強な投資提案

OBSCの行う投資は、株式にしる、準株式、リスク資本、運転資本、債務であれ、一定の想定したリスク下でも、継続的に収益とソーシャルリターンを生み出せるかどうかのストレス・テストを受けなければならない。主な要素は、以下の通りである。

- ①事業計画と財務の質、②マネジメントの強さ、③資金調達履歴、
- ④スケール比率、⑤事業運営の強さ

4. インパクト

OBSCは、投資を探しているSIFIsがインパクト評価やレポートを実施する方法についてのベスト・プラクティスを探すであろう。これには、以下が含まれる。

- ①使命ステートメント、②変化のマネジメント、③乗数効果、④変化の拡張、
- ⑤受取人を巻き込むこと、⑥レポート、⑦コミュニケーション、⑧収益と報酬への態度

5. 変化しているゲーム

○BSCは、実際の実務の中で新規で非常に革新的なアプローチを示すことを狙いとしているかどうか、社会的な諸課題を克服しようとしているかどうか、その結果、社会的投資セクターの中で、思考や行動のゲームの変化をもたらす得る可能性があるかどうかについて見ている。それには、以下の点が含まれる。

①業務の革新、②申請手続の革新、③資本へのアクセス

6. 既存の国家補助規制の下で、第一線の団体への援助を評価し、モニタリングするメカニズム／プロセス

○社会的投資中間支援機関(SIFIs)は、BSCからの支援を受け取るための諸条件を確保することが要求されるであろう。すなわち、彼らが第一線のソーシャル・セクターに行う投資は、国家補助の観点で、以下の3つのカテゴリーのいずれからに該当することになる。いずれのケースであっても、社会的中間支援機関は、全ての必要条件を満たすことが求められる。

①「デ・ミニミス(De minimis) 規則」

—EU機能条約第107条第1項により禁止される国家補助に該当しない補助額(原則20万ユーロ)を規定

②「包括的一括適用免除規則(General Block Exemption Regulation)」

—上限金額等の諸要件を充足する所定の補助供与について欧州委員会への事前届出を免除

③「パリパス条項(pari passu)」

—ローン契約において、返済順位において優先劣後のない同順位である旨を定めた条項 SIFIsは、民間の投資家と協調投資を行う場合に、パリパス条項を盛り込むことになる。

(5) 投資ポートフォリオ：③投資プロセス

1. 照会

ー投資基準や有資格者については、外部に明示されている。

2. 利害関係の表明

ーウェブサイトに掲載されているフォーマットに従って、SIFIsに、組織や想定される投資規模、何に投資するかについての情報を記入する。

3. 申請

ースクリーニングテストを通過したSIFIsに対して、標準申請書が送付される。

- ①組織(名称、住所等)の詳細、②現在の資本構成と資産のポートフォリオ、
- ③提案されている投資の資金規模と資本形態(株式、債務、ファンドへの投資等)
- ④事業計画(利益とソーシャル・インパクト)、
- ⑤今後3年間の財務モデル(キャッシュ・フロー、バランスシート、損益計算書)
- ⑥その投資案件が他から資金調達をすることができない証拠
- ⑦現在までの進捗状況(トラックレコード、デュ・デリの詳細)
- ⑧第一線のソーシャル・セクターを評価し、レポートし、モニタリングするプロセス／メカニズムの証拠

4. 適格性

ー申請者は、本文書に掲載されている適格性の基準によって、スクリーニングされ点数が付けられる。このような申請は、全て週に1度、BSCの投資チームによって議論され、レビューされる。

5. デューデリー(適正な評価手続)

ーこの手続には、事業計画や財務計画、インパクト評価のレビューだけでなく、投資を提案したマネジメントチームとの会合も含まれる。BSCは、提案された投資案件について、特定のセクターや内容を評価し、既存あるいは類似のプロジェクトとの比較分的を行う。加えて、法令上・規制上のデューデリーも実行されるであろう。

6. リスク評価

－内部のリスク評価は、投資プロセスの基礎である。BSCは、一定の仮定を置いて、ストレス・テストを行う。

7. 投資の価格付け

－BSCは、社会的投資中間支援機関(SIFIs)からの資本の需要に応じて、投資を行う。BSCは、偏見なしに、全てのSIFIsに対して、投資基準を適用する。全ての投資に対して、1%の準備手数料をもらう。

8. ポートフォリオの管理

－提案された投資案件が基本となる必要条件を満たしていれば、月に1回開催される、それBSCは、社会的投資中間支援機関(SIFIs)からの資本の需要に応じて、投資を行う。

9. 多様性／リスク管理

－BSCは、業務開始にあたって、責任あるポートフォリオの管理を行う一環として、投資規模のキャップのガイドラインにコミットする。

①投資の業務開始にあたっては、投資の最大規模は、1,500万ポンド(27億円)

②BSCが1.5億ポンド(270億円)規模の投資を行ったら、投資の最大額は、BSCトータルのポートフォリオの10%に上昇する。

③投資規模が4億ポンド(720億円)に達したときには、1件当たりの投資規模が最大で5%になるように、1.5億ポンド以降は、2,500万ポンド追加されるごとに、上限を0.5%ずつ引き下げていく。

－BSCの目的は、英国に持続可能で多様な社会的投資市場を構築することにあるので、BSCはいくつかの投資案件については、共同で投資をすることを呼び掛けている。BSCがより大きなリスクをとることによって、市場の発展に成功するのであれば、BSCはここで述べた投資ガイドラインよりも大規模な投資を行うことも適当である。

－BSCは、現時点では、平均的な投資規模は、100万～800万ポンド程度と予想しているが、時間の経過に伴って、変わるであろう。

10. 交渉／同意

－個別の投資案件は、投資条件とモニタリングと報告計画等について交渉が行われ、投資委員会によって、最終的に同意されることになる。

11. プロファイリング(データ分析)

－プロファイリングには、各投資の分類とより適切なポートフォリオが行われたかの評価が含まれる。

12. モニタリングと報告

－各投資案件に関するフルレポートが、投資委員会において四半期に1回提出される他、年に1回外部の第三者機関によって検証が行われる。

9. ビッグ・ソサエティ・キャピタル (Big Society Capital) について

(8) ガバナンス

○BSCは、ビッグ・ソサエティ・キャピタル・グループの事業会社である。
BSCは、株主の利益よりも、社会的使命を達成することを優先する。

○BSCの株式は、BSTが発行済株式総数の60%を、4行のマーリン銀行(パークレイ銀行、HSBC、ロイズ銀行グループ、RBS)が残りの40%を所有している。

議決権については、BSTが少なくとも、議決権総数の80%を保有し、マーリン銀行は20%以下である。

○BSTの取締役会メンバーは、金融業界とソーシャル・セクターのバランスを考慮して構成されており、CEOが執行役で、残りは非執行役である。

○BSCの取締役会は、BSCの業績に対して説明責任がある。

○BSCの取締役会は、その下に以下の委員会を設けて、同委員会を通じて意思決定を行うようにしている。

①経営執行委員会 (Executive Management Committee)

○経営執行委員会は、最高経営執行役を補佐して、BSCの経営執行を行う委員会であり、日常のBSCの業務を行う権限を委任されている。

②指名・役員報酬委員会 (Nomination on Remuneration Committee)

○指名・役員報酬委員会は、役員報酬政策の策定等を行う。

③監査・リスク・コンプライアンス委員会 (Audit, Risk and Compliance Committee)

④投資委員会 (Investment Committee)

○投資委員会は、BSCの投資ポートフォリオのパフォーマンスについて責任を持つ。

規制されている業務

○ビッグ・ソサエティ・キャピタルは、社会的投資市場を成長させ、ソーシャル・セクターが利用できる資本の量と多様性を増加させることを使命とした独立した金融機関として、金融サービス庁(FCA)によって、認可され、規制を受けている。(No.568940)

○BSCは、社会的投資中間支援機関(SIFIs)に投資を行うものの、第一線のソーシャル・セクター組織に対して資金を提供したり、支援をしない。また、助成金を交付する業務も行わないし、預金も集めない。

【投資業務について】

○BSCは、主として長期の投資を行う。その際、投資マネジメント戦略の下、未上場の株式や債券に投資を行うことになる。

○BSCは、ただ融資を行うだけでなく、準株式や債券手段同様、株式取得等、あらゆる金融手段を活用する。その際、リスクの程度に応じて、共同投資家になったり、取引の引き受け手や保証人となることもある。

【FSAの認可の範囲】

○BSCは、資本準備金73万ユーロのフル・スコープな投資会社である。しかし、BSCのコアな業務として、以下の4つの手段に投資を行うことになる。

- ①未上場の株式や、AIM(ロンドン証券取引所の小規模で急成長を遂げている国際的企業を対象にした証券取引所)、PLUS Markets(英国の電子証券取引市場)、その他オフショア取引に上場している株式
- ②未上場のプライベート・エクイティ・ファンド
- ③未上場の債券
- ④現金の保証金、仕組債、サブ・パティシーション・ローン

○FSAによって、BSCは、以下の業務を実施することが許可されている。

- ①投資に関する助言業務
- ②主幹事として投資を扱うこと
- ③投資のディールをアレンジすること
- ④投資取引を予想して、アレンジすること
- ⑤資産に関するセーフガードと運営をアレンジすること
- ⑥投資を管理すること
- ⑦規制された活動を実施することに同意すること

○BSCは、以下の特定の手段を活用して、定常的な業務を実施する。

- ①株式
- ②社債
- ③政府債・公共債
- ④ワラント債
- ⑤特定の証券を示している証明書
- ⑥投資利息に関する権利

9. ビッグ・ソサエティ・キャピタル (Big Society Capital) について

(9) 財務状況

①損益計算書

(12月31日末時点)

(単位:1000ポンド)	2012年	2013年	2014年	2015年
投資収益(損失)	686	▲217	1,066	▲3,556
所得	788	1,326	1,799	2,460
総収入	1,474	1,109	2,865	▲1,096
その他所得	462	55	60	76
管理費	▲3,014	▲4,037	▲4,623	▲5,694
税引前損益	▲1,078	▲2,873	▲1,698	▲6,749
法人税等	6	1	5	▲31
純利益(純損失)	▲1,072	▲2,872	▲1,693	▲6,780

注)1. 2012年は、4月～12月 (4月に業務を開始したため)

2. その他収益のほぼ全額が政府助成金によるもの

②貸借対照表

(12月31日末時点)

(単位:1000ポンド)	2012年	2013年	2014年	2015年
有形資産	145	116	78	312
投資	5,265	13,547	33,607	78,415
固定資産計(A)	5,411	13,663	33,685	78,727
債務者	704	736	933	779
投資	76,929	156,375	235,729	204,214
手元現金	35,822	51,224	31,240	62,869
流動資産計(B)	113,455	208,335	267,902	267,862
1年以内の債権者 (C)	▲538	▲544	▲1,796	▲2,489
純流動資産	112,917	207,791	266,106	265,373
総資産－流動負債 =(A)+(B)-(C)	118,238	221,454	299,791	344,100
1年超の債権者	▲80	▲44	▲27	-
負債の準備 劣後税	▲10	▲9	▲4	▲34
純資産 (D)	118,238	221,401	299,760	344,066

(単位:1000ポンド)	2012年	2013年	2014年	2015年
資本・準備金				
株式資本	119,374	225,409	305,461	356,547
利益(損失)	▲1,136	▲4,008	▲5,701	▲12,481
株主ファンド =(D)	118,238	221,401	299,760	344,066

9. ビッグ・ソサエティ・キャピタル (Big Society Capital) について

(10) 役員報酬等

【役員報酬の原則】

○最高経営者陣営 (the Senior Executive Team) の経営者は、公共部門、非営利部門における類似のポストの給与に準拠

(単位: 1,000ポンド)

	2012年	2013年	2014年	2015年
役員報酬計	188	185	192	195
年金計	15	15	16	16
合計	203	200 (3,600万円)	208 (3,744万円)	211 (3,904万円)
役員最高報酬	142	142	146	150
年金	15	15	16	16
最高役員合計	157	157 (2,826万円)	162 (2,916万円)	166 (3,071万円)
非執行役員報酬 計7名	46 (828万円)	43 (774万円)	45 (810万円)	46 (851万円)

- 2015年
- 非執行役員
年間 7,500ポンド (139万円)
 - 取締役会の下に設けられた
委員会の議長
年間 3,250ポンド (60万円)
 - 取締役会の下に設けられた
委員会の委員
年間 1,625ポンド (30万円)

【職員給与の原則】 公共部門、非営利部門における類似のポストの給与に準拠

(単位:1,000ポンド)

	2012年	2013年	2014年	2015年
職員給与	1,287	1,809	2,025	2,268
社会保障費	141	207	237	263
他の年金引当金	85	135	159	170
職員コスト合計	1,497 (2.7億円)	2,151 (3.9億円)	2,421 (4.4億円)	2,701 (5.0億円)
平均スタッフ数	18人	27人	33人	39人

給与の高い職員(6万ポンド(1,080万円)以上の職員数

	2012年	2013年	2014年	2015年
60,000-69,999ポンド*	1	4	9	6
70,000-79,999ポンド*	1	2	3	4
80,000-89,999ポンド*	3	3	1	1
90,000-99,999ポンド*	2	0	2	1
100,000-109,999ポンド*	1	2	2	2
140,000-149,999ポンド*	1	1	1	1
合計	9人	12人	18人	15人

1) 保証有限責任会社(CLG)

多くの社会的企業、チャリティ団体がこの企業形態をとっている。主な特徴は以下の通りである。

- 有限責任会社である。全ての有限責任会社は目的を掲げなければならない(例:家具のリサイクル)。目的は、一般的な商業目的を掲げることも可能である。しかし、社会的企業の場合は、より特定された目的を掲げることが望ましい。チャリティ資格をもつ社会的企業の場合は、目的は必ずチャリティ目的でなければならない。
- 多くの場合、利益はメンバー(社員)に配分されない。社会的企業が目標としている社会的・公的関心事項は、通常の民間企業と違い、利益が配当されないという法律要件によって規定されていなければならない。利益は企業の社会的・公的目的のために留保されなければならない。
- 株主がない。メンバー(社員)は会社の保証責任を負うが、通常は1ポンドに制限されている。
- 会社が倒産した場合でも、利益はメンバー(社員)に配当されるのではなく、社会的・公的目的のために使用されなければならない。
- 会社は法人であり、例外を除き代表者や株主の個人責任は追及されない。
- 会社規約は下記の2書類に記載される。

(a) 定 款

会社目的、権限、資本金(株式会社の場合)、保証人(株式会社の場合)を記載

社会的企業の場合は、利益非配分条項が含まれる場合もある。

(b) 付属定款

組織運営構成、組織運営手順(役割、任命、解雇、会議など)

• メンバー(社員)は下記の権限を持つ

(a) 理事会の選任と解雇

(b) 監査人の任命と解雇

(c) 定款、付属定款の改訂

- 運営の権限は理事会に属する。理事会はメンバー(社員)によって任命され、通常任期1年で再任があるが、最大の在任期間は決められていることもある。
- 理事会により理事長を選任し、秘書をつける。
- 理事会は会社の利益に沿って活動する義務がある。
- 会社設立手順は簡潔で、通常標準的な定款、付属定款がある。定款に合意できれば、申請後7日以内に手続きが完了する。申請料は20ポンドである。
- 情報の公開(利益、監査報告、理事・事務局員の変更)をしなければならない。

2) 株式会社(CLS)

数は多くないが、株式会社の形態をとっている社会的企業もある。CLGと大きく違う点は株主がいること、利益配当ができること、チャリティ資格は取得できないということである。利点としては広く資金を調達できることが挙げられる。一方で不利な点としては、社会的企業向けの融資(コミュニティ開発機関等による)を受けられないことがあること。また、株主の意向が反映されることにより、社会的な目的を追求できない可能性がある。倫理的投資家が株主となれば問題は一部解消される可能性がある。

10. 休眠資産委員会 (Dormant Assets Commission) の設置について

2015年12月19日に、英国政府は、15年以上取引のされていない株式や年金、生命保険、債券等の休眠資産 (unclaimed assets) を良いこと (good causes) に活用するために集めてファンドをつくるスキームを検討するために、新たに「休眠資産委員会 (Dormant Assets Commission)」を設置した。本委員会の委員長には、Big Society CapitalのCEOであった Nick O'Donohoe氏が任命された。2016年3月10日に、本委員会の残りの8名の委員を公表した。

この新政策は、休眠預金を活用したスキームが成功していることを踏まえたもので、新しいファンドも、Big Lottery Fundを活用した休眠預金のスキームと類似のものになる見込みである。

英国政府は、休眠資産は、総額10億ポンド(約1,800億円)あると推計している。休眠預金のスキームが2008年に開始されて以来、8.5億ポンド(1,530億円)の休眠預金が銀行等により自発的に集められ、そのうち、数千万ポンドが英国中の小さなチャリティ団体の元に届けられた。本委員会は、こうした既存の休眠預金のスキームにロケット・ブースタをつけ、チャリティ団体やボランティア・セクターの資金集めの方法を革新することに寄与することを使命としている。

内閣府のRob Wilson 市民社会担当大臣 (Minister for Civil Society) は、「ちりから集められた10億ポンド以上の資産が、国内の人々の生活を現実に変えるチャリティ団体に資金提供される。よりケアされ、情け深い国を創るために、我々は、休眠している資源を変換して、必要としている人々に資金として提供する必要がある。」

本委員会は、内閣府と財務省の協力を得て運営され、2016年末までに、内閣総理大臣と内閣府に勧告を提出する予定である。その後、内閣府の担当大臣が、請求基金がどのように使われるかについて決定することになる。

(参考)

英国が休眠預金に関する制度設計をする際に参考にしたアイルランドでは、2001年に休眠口座法が成立した当初は、銀行預金等のみを対象にしたが、2003年に休眠生命保険も対象に加える法改正を行った。英国でも、法律を議論する際に、生命保険等も対象にするかどうか議論になり、まずは、銀行預金等だけを対象にして制度をスタートさせることになった経緯がある。

(参考1) 休眠資産委員会 (Dormant Assets Commission) のメンバー

委員長

Nick O'Donohoe, 前CEO, Big Society Capital

委員

Richard Collier-Keywood, PwC Global Vice- Chairman

Kirsty Cooper, Group General Council and Company Secretary, Aviva plc

Gurpreet Dehal, former Chief Operating Officer Global Prime Services, Credit Suisse

Rachel Hanger, Partner, KPMG

Jackie Hunt, Non-Executive Director, CityUK and Member of the Financial Conduct Authority Practitioner Panel

Mark Makepeace, Group Director of Information Services, London Stock Exchange Group and Chief Executive of FTSE Group

Susan Sternglass Nobel, Senior advisor to the Investor Forum

Martin Turner, Group Business Risk Director, Lloyds Banking Group

(参考2) 休眠資産委員会 (Dormant Assets Commission) のアジェンダ

本委員会の目的は、政府が休眠資産の新しいプールを識別して、産業界と一緒に、この資金を良いこと (good causes) に寄付するように励ます取組をサポートすることである。

この目的のために、本委員会は、この目的のために、以下のことに関して、専門的かつ、独立、中立的なアドバイスとエビデンスを提供する。

- (1) どの休眠資産が、拡張された休眠資産計画に組み入れられ、産業界によって、どのように識別されるのか。
- (2) これにより生み出されると予想される資金規模
- (3) 現在のシステムは、休眠資産の増加に伴って増える負担を管理しきれぬのか。
- (4) セクター内の資産水準を情報公開することに関し、産業界からの透明性の改善に関する必要条件について、新しい法案の中に、何らかの規定を含めるべきかどうか。

これを達成するために、本委員会では、以下のことを行う。

- (1) 良い事に資産を付加的に向けた場合のフィージビリティと政府の潜在的なコストとベネフィットに関して、徹底的な調査と金融機関や産業界の専門家との相談を通じて、証拠を収集する。
- (2) 産業界と一緒に以下の作業を行う
 - ① 最も潜在性の高い資産源を識別する。
 - ② 資金規模を推計する。
 - ③ いかなる新しい資産が自由にされるのかについての仕組みを提案する

本委員会は、内閣府と財務省の協力を得て運営され、当初は、2016年末までに、内閣総理大臣と内閣府に勧告を提出する予定であった。ところが、実際には、EU離脱が国民投票で過半数の賛成で現実化したため、キャメロン首相が退陣し、メイ首相の登場となった。このため、当初の予定より大幅に遅れ、2017年3月3日に、報告書「Tackling dormant assets – Recommendations to benefit investors and society」が公表され、政府に提出された。

(参考) 原文は、以下参照

Gov.UK Press release: Dormant Assets Commission: new commissioners announced, 10 March 2016

<https://www.gov.uk/government/news/dormant-assets-commission-new-commissioners-announced>

Dormant Assets Commission – Terms of Reference

https://www.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/506713/DORMANT_ASSETS_COMMISSION_-_TERMS_OF_REFERENCE.pdf

Gov.UK Press release: Dormant assets worth up to £1 billion set to revolutionise charity funding, 19 Dec. 2015

<https://www.gov.uk/government/news/dormant-assets-worth-up-to-1-billion-set-to-revolutionise-charity-funding> 65

報告書「Tackling dormant assets – Recommendations to benefit investors and society」 (2017年3月3日 Commission on Dormant Assets) 概要

- 2012年からスタートした現在の休眠預金活用のスキームについては、非常に成功していると政府は信じている。(制度開始以来、すでに3億6,000万ポンドの休眠預金が社会課題の解決のために活用されている)
- 本委員会では、現在のスキームを拡張して、より広い資産までを対象にするか様々な関係団体の意見もヒアリングをしながら、議論を行った。
- その結果、本委員会としては、現物資産まで対象にせず、金融サービスセクターの資産に集中すべきと決定した。具体的には、
 - (1)投資と財産管理 7億1,500万ポンド
 - (2)年金・保険分野 5億5,000万ポンド
 - (3)有価証券 1億5,000万ポンド
 - (4)銀行・住宅貸付組合 1億4,000万ポンド制度がスタートすれば、この当初の見込みはさらに増加するとみており、計10~20億ポンド程度であると試算。
- いかなる資産を対象にするにせよ、最優先すべきなのは、本来の所有者に休眠資産を再統合するよう探し出すことである。また、請求基金に移管された休眠資産に対する返還請求権は永久に保持されるべきである。
- 現行のスキームをより広範な金融資産が対象に含まれるように拡張すべきである。ただし、休眠資産と認定するプロセスについては、より大規模かつ複雑になるため、見直しが図られるべきである。
- スキームを見直すにあたっては、現行法の改正又は新法の制定が必要になると考えている。委員会としては、政府が本報告書の勧告内容について検討し、次のステージに進むことを期待する。しかし、この報告書で、拡張されたスキームが直ちに起こるわけではなく、長期的な作業の出発点である。